

中土佐町地域ブランディング推進事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

中土佐町では、かつおを主役とする地域ブランディングの確立を進めている一方、四万十流域で生産される大野見米や温暖な気候を活かしたイチゴ等の多様な地域資源が存在する。

本事業は、一つの特産品に限らず、中土佐町全域で存在する地域資源の価値と魅力を一体的に情報発信し、地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

中土佐町地域ブランディング推進事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日

(4) 見積上限額

1,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 中土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年中土佐町規則第26号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に關与する者等）に該当しない者であること。
- (3) 各種町税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 経営不振の状態でないこと。※民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法（昭和27年法律第127号）に基づく更生手続きがなされた状態にないこと。
- (6) 町内に本店、支店、支所及びその他の拠点のいずれかを有し常駐する職員が配置していること。もしくは、業務期間中サテライトオフィス等の臨時的な事務所を設置すること。
- (7) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能であること。

4. スケジュール

日 程	項 目	提出様式
令和8年4月1日(水)	各種書類、受付開始	
令和8年4月7日(火) 17時まで	質問受付期限	1
令和8年4月10日(金)	質問への回答	
令和8年4月17日(金) 必着	企画提案書受付期限	2～5
令和8年4月24日(金)	プレゼンテーション審査	自由様式
令和8年4月27日(月)	審査決定通知	6、7

5. 連絡先及び提出先

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼6663番地1

中土佐町役場 まちづくり課(商工係)

電 話： 0889-52-2365

電子メール：machi★town.nakatosa.lg.jp(★は@へ書き換えること)

6. 質問及び回答

本事業に関する質疑については、質問書(様式1)を下記の方法により受付し、回答を中土佐町ホームページにて公表する。

(1) 提出方法 電子メールのみとする。

送信先：machi★town.nakatosa.lg.jp(★は@へ書き換えること)

(件名は「中土佐町地域ブランディング推進事業委託業務に関する質問」とすること)

(2) 提出期限 令和8年4月7日(火) 17時まで

(3) 回答期日 令和8年4月10日(金) 13時

7. 提案書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次により提案書を提出するものとする。なお、企画提案書は各者1案とする。

(1) 提出書類

①提案書鑑文(様式2)

②提案書一式(サイズは原則A4サイズとする。表現上の不都合がある場合はA3も可。)

③経費見積書(様式3)

④会社等概要書(様式4)

⑤町税等納付状況確認同意書(様式5)

(2) 提出部数

1部(上記①から⑥までを1冊の提案とし、1部を紙ファイルで提出)

加えて、電子データを電子メールで提出すること。

(3) 提出先

電子データ：machi★town.nakatosa.lg.jp（★は@へ書き換えること）

（件名は「中土佐町地域ブランディング推進事業委託業務に係る提案書」とすること）

紙ファイル：まちづくり課

(4) 提出期限 令和8年4月17日（金）17時必着

9. 審査方法

(1) 企画提案者プレゼンテーション実施日及び開催場所

①実施日 令和8年4月24日（金）

②時間 13時30分～15時40分（予定）

③開催場所 中土佐町役場1階 大会議室②

(2) プレゼンテーション審査

①プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

②プレゼンテーション審査は、企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に答える形式で実施する。所要時間は、準備時間を含めず40分程度（説明20分、質疑応答ほか20分）とする。

③プレゼンテーションは、パソコン等を使用しモニターに投影する方法を採ることを認める。

この場合、モニターに投影するものと同じ資料をプレゼンテーション前日までにまちづくり課へ電子メールにて提出すること。（件名は「中土佐町地域ブランディング推進事業委託業務に関する資料」とすること）

なお、この資料は、提案書の範囲を超えた内容は認めない。

④プロジェクター及びモニターは委託者が用意するが、プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、開催場所はインターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。

(3) 選定

プレゼンテーション審査の結果、最も点数の高い者を委託候補者として選定する。最も高い点数の者が2者以上となった場合は、審査委員長が委託候補者を決定する。

(4) 審査項目及び配点

評価の点数については、合計300点満点とし、得点配分については別表1のとおりとする。

10. 委託候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案者を委託候補者として選定し、結果については結果通知書を提案者へ文書及び電子メールで通知するとともに、ホームページでも公表する。

通知予定日 令和8年4月28日（金）

11. 契約に関する留意事項

- (1) 委託候補者に選定された応募事業者は、本事業に係る第1順位の契約交渉権を得るものである。
- (2) 委託者は第1順位の契約交渉権を得た事業者と契約交渉を行い、合意に達した場合、提出された経費見積書の範囲内で契約を締結し、当該事業者を正式な委託事業者とする。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、委託者は次順位の者を繰り上げの契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 契約締結後、委託事業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、委託者は契約を解除することができるものとする。この場合、委託者は次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。なお、失格事項は次のとおりとする。
 - ① 提出物の期限等、所定の期限に遅れた場合
 - ② 本要領及び仕様書違反、提案書（参考見積額含む）と異なる対応をした場合
- (5) 契約保証金は免除する。

12. 参加に際しての留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する費用は、提案事業者の全額負担とする。
- (2) 提案書は返却しない。
- (3) 本事業に関して新たに発生した知的財産権は、委託者に帰属する。契約期間満了後も委託者が無償で使用できること。業務上の必要により使用する場合は、委託候補者の承諾を得るものとする。
- (4) 委託候補者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (6) 提案概要については、必要に応じて公表する場合があるものとする。
- (7) 企画提案書提出締切日以降の資料の追加及び変更は認めない。

附 則

この手続きは、令和8年4月1日から施行する。